

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|---|--|
| <p>1 歯科技工士の男性
パワハラ、過労自殺で 4200 万円支払い命令</p> <p>2 特集 半日指定はできる？ 付与日を統一している場合は？
年次有給休暇の時季指定義務 Q & A</p> <p>4 TOPICS
 ● アルバイト探しで重視することは？
 ● 企業の教育訓練費用は？
 ● 募集時に受動喫煙防止策の明示を
 ● 希望する障がい配慮、1 位は「通院への配慮あり」</p> | <p>6 すっきりわかる。社会保険
高齢者の社会保険 年齢ごとの手続きまとめ</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
LINE で労働条件を明示してもいい？</p> <p>8 社員の SNS 対策は必要？
SNS の利用を禁止できる？</p> <p>8 労務ひとこと
70 歳まで継続雇用？</p> |
|---|--|

歯科技工士の男性 パワハラ、過労自殺で4200万円支払い命令

自殺した歯科技工士の男性の遺族が、勤務する歯科医院に損害賠償を求めた訴訟の判決で、福岡地裁は 4 月 16 日、医院側に約 4,200 万円の支払いを命じました。

判決では、経営者である歯科医師のパワハラや過労が原因でうつ病を発症し、自殺に至ったと認めています。

月 193 時間の残業も

裁判長は、日常的な叱責、基本給を月 10 万円に引き下げるといった行為があったことを例に挙げ、パワハラによって精神的に強いストレスを受けていたと判断しました。

また、過重労働があったことも指摘しています。男性が亡くなる 5 カ月前

の残業時間は月 193 時間にも達しており、死亡直前の 3 カ月についても、いずれも 145 時間を超える残業をおこなっていました。男性の自殺は平成 27 年 7 月に労災認定されています。

なお、なくなる過重労働

過重労働については、働き方改革関連法により時間外労働の上限規制が設けられ、今年 4 月より（中小企業は来年 4 月より）施行されています。

このような事件が絶えないため法規制が強化されているのです。

パワハラ防止措置を義務化

またパワハラについても、企業にパワハラ防止措置の実施を義務付ける法

案が 4 月に衆議院を通過しており、成立すれば公布から 1 年以内に（中小企業は 3 年以内に）施行される予定です。

パワハラは業務上の指導との境界線がわかりづらく対処の難しい問題です。しかし、だからこそ社内でパワハラに対する共通認識を広めるために研修をおこなったり、相談体制を整備するなど防止対策を講じておくことが重要なのです。

このような事件を教訓に、企業はパワハラ対策を強化していかなければならないでしょう。

